

雇用関係の先取特権の存在について、申立人が証明すべき事実及び一般的な証明文書の例

1 証明すべき事実

【給料債権を請求する場合】

雇用契約の存在  
給料額の定め  
労務の提供

【退職金を請求する場合】

雇用契約の存在  
退職の事実  
退職金の定め

【解雇予告手当を請求する場合】

雇用契約の存在  
即時解雇及び退職の事実  
平均賃金の額

2 証明文書

【雇用契約の存在】

雇用契約書  
労働者名簿  
雇用保険申請書

【給料額の定め】

賃金台帳  
過去の給料明細書  
給料明細の記載された給料袋  
給料の銀行振込みを証明する預金通帳等  
所得税源泉徴収票  
就業規則等の賃金規定  
債務者作成の未払給料明細書（印鑑証明書付）  
給料辞令

【労務の提供】

出勤簿  
勤務日程表  
勤務日数が記載された過去の給料明細書

【退職の事実】

解雇通知書  
離職証明書

【退職金の定め】

就業規則  
退職金規定  
過去の退職金明細書  
債務者作成の未払退職金明細書（印鑑証明書付）

【即時解雇の事実】

解雇通知書

【平均賃金の額】

過去3か月分の賃金台帳  
過去3か月分の給料明細書